

## 「60歳以上通話割」提供条件書

### 1. 概要

「60歳以上通話割」は、対象の料金プラン及び通話放題またはかけ放題(24時間いつでも)にご加入の60歳以上のお客様について、UQ mobileのご利用料金等を割り引く特約です。

### 2. 提供条件

#### (1) 受付期間

2021年3月1日(月)～受付終了時期未定

※受付を終了する場合は、予めKDDI/沖縄セルラーのホームページ等でお知らせします。

#### (2) 適用条件

適用条件	
特典1	本特約の受付期間に①または②を満たすこと。 ①次の全てを満たすこととなるUQ mobileの新規契約、料金プランの変更または通話放題もしくはかけ放題(24時間いつでも)の適用のお申込みをしていただくこと。 ア 表1の対象料金プランにご加入いただいていること。 イ 通話放題またはかけ放題(24時間いつでも)にご加入いただいていること。 ウ 個人名義であって、そのお申込み時点の契約者の年齢(利用者登録をされている場合は利用者の年齢とします。以下同じとします。)が60歳以上であること。 ②①のアからウの全てを満たしているお客様が、本特約にお申込みいただくことまたは機種変更(端末の購入を伴わないものを含みます。)をしていただくこと。
特典2	特典1の適用条件のほか、電子メール機能にご加入いただいていること。

【表1:対象料金プラン】

区分	対象料金プラン
区分1	トクトクプラン2、ミニミニプラン、トクトクプラン、3Gからのりかえプラン くりこしプランS+5G、くりこしプランM+5G、くりこしプランL+5G
区分2	くりこしプランS(V)、くりこしプランM(V)、くりこしプランL(V)

#### (3) 内容

特典	内容*1
特典1	UQ mobileのご利用料金から税抜額1,000円(税込額1,100円)/月を割引
特典2	特典1の適用を受ける月の電子メール機能の付加機能利用料を無料

\*1:詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

### 3. 重要事項

#### (1) 適用・廃止について

●2の(2)の適用条件を満たすこととなった事由に応じて、それぞれ次表の右欄に定める月から本特約を適用します。

区分		適用開始月
下欄以外の場合		お申込み翌月
右記のお申込みにより適用条件の①を満たした場合	UQ mobile の新規契約	UQ mobile の課金開始月
	機種変更*2	機種変更を行った日を含む月
	料金プラン変更*3	対象料金プランの適用開始月
	通話放題またはかけ放題(24 時間いつでも)の適用	通話放題またはかけ放題(24 時間いつでも)の適用開始月

\*2:区分 1 の料金プランにご加入いただいている場合または機種変更と同時にご加入いただいた場合に限ります。

\*3:同一区分の料金プラン間の変更を除きます。

- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中または新規契約、他社からの乗りかえ(MNP)もしくは機種変更のお手続きが完了していないときは、本特約の適用が遅れるまたは適用しない場合があります。
- 特典 1 は、ご利用料金が割引額に満たなかった場合、ご利用料金を上限に割り引きます。
- 対象料金プラン以外への変更、通話放題もしくはかけ放題(24 時間いつでも)の廃止(区分 1 の対象料金プランにご加入で、かけ放題(24 時間いつでも)から通話放題への変更による場合を除きます。以下同じとします。)、UQ mobile の解約、譲渡もしくは承継があった場合または新たな利用者登録もしくは登録利用者の変更があった場合、その事由が生じた日を含む月の末日をもって、本特約の適用を終了します。ただし、月の初日に対象料金プラン以外への変更、通話放題またはかけ放題(24 時間いつでも)の廃止が行われた場合、前月利用分をもって本特約の適用を終了します。

## (2)その他のご注意事項

- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 本提供条件書および契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

## ■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2021 年 3 月 1 日

■最終更新日:2026 年 2 月 1 日